

会 議 録 目 次

平成23年第 3 回曾於市議會臨時会

会期日程	1
○11月30日（水）	
議事日程第 1 号	3
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第48号	5
議案第49号、議案第50号	14
閉 会	27

平成23年第 3 回曾於市議會臨時会

会 期 日 程

平成 23 年第 3 回曾於市議會臨時会会期日程

会期 1 日間

月	日	曜	会 議	摘 要
1 1	3 0	水	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議案等の審議・表決 ○閉会

平成23年第 3 回曾於市議會臨時会

平成23年11月30日

(第 1 日目)

平成23年第3回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

平成23年11月30日（水曜日）

午前10時開会

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第48号 曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

（以下2件一括議題）

第4 議案第49号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第50号 曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	今 鶴 治 信	2番	九 日 克 典	3番	八 木 秋 博
4番	土 屋 健 一	5番	山 下 諭	6番	原 田 賢一郎
7番	山 田 義 盛	8番	大川内 富 男	9番	西 川 熊 則
10番	大川原 主 税	11番	吉 村 幸 治	12番	（ 欠 員 ）
13番	渡 辺 利 治	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	五位塚 剛	17番	谷 口 義 則	18番	漆 間 純 明
19番	迫 杉 雄	20番	坂 口 幸 夫	21番	徳 峰 一 成
22番	大 津 亮 二				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 迫 田 雪 春 次長 栄 徳 栄一郎 係長 田平 五月男
参事補 吉 田 竜 大

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 池 田 孝 教 育 長 植 村 和 信

副市長	中山喜夫	教育委員会総務課長	安田徒務
副市長	末廣光秋	学校教育課長	森山勇
総務課長	大窪章義	社会教育課長	中峯健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	上迫光俊	市民課長	切通宏
財部支所長兼地域振興課長	川崎幸男	福祉事務所長兼福祉課長	今村浩次
企画課長	岩元祐昭	保健課長	大休寺拓夫
財政課長	池之上幸夫	経済課長	谷元清己
税務課長	新屋義文	畜産課長	神宮司寛
監査委員事務局長	真方清治	耕地課長	吉田誠得
会計管理者・会計課長	情松実隆	建設課長	高岡亮蔵
農業委員会事務局長	堀之蘭訓	水道課長	福岡隆一

開会 午前10時00分

○議長（大津亮二）

おはようございます。これより平成23年第3回曾於市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大津亮二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、五位塚剛議員及び谷口義則議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大津亮二）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日11月30日の1日限りといたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第48号 曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（大津亮二）

次に、日程第3、議案第48号、曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第3、議案第48号、曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

人事院は、平成23年9月30日に国家公務員の給与改定を勧告しました。本年も厳しい民間の情勢を反映し、公務と民間の給与比較の結果、月例給については公務が

民間を上回ったため引き下げることとなり、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえつつ、人事院勧告を基本として給与改正を行うこととしました。月例給については、平均で0.23%の減額を実施し、さらに民間との給与差を解消するため、50歳台を中心に40歳以上の給与を引き下げることとし、平成18年度に実施された給与構造改革の給料水準の引き下げに伴う経過措置額を平成21年度減額改定対象職員が100分の99.1、同年度減額改定職員以外の職員が100分の99.34に引き下げることとしました。

さらに、支給された4月から11月までの給与と6月に支給された特別給の0.37%を12月の特別給で減ずることで調整いたします。これらにより職員の年間給与は平均で約0.2%が引き下げられることとなりました。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大津亮二）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○21番（徳峰一成議員）

二、三点質問いたします。

まず職員組合等の話し合いはいつなされて、合意されているのかの確認であります。

第2点目は、報酬等の審議会は今回については開かれたのか。開かれてたら、その期日を含めて結果を含めて。

第3点目は、条例改正については、今市長から提案の中で若干説明がありましたけども、結果的には大体おおむね0.2、あるいは0.23の減になるということでございますが、細かい質問でありますけども、この施行日はことしの12月1日からになっておりますが、ただ、今の市長の説明の中では、ことしのもう既に支給された賞与を含めて、それは12月の賞与等でいわば相殺するという説明がありましたけども、施行が12月1日ですね。ですから、もう既に夏の賞与については終わっているわけでありまして、その関連性はどうか。

最後に、この0.2、あるいは0.23の減については、基本的には何を基準としてこれが算定されるのか。もちろん基本的には人事院勧告であるのしょうけれども、我が曾於市の場合は、現況から見て、そういった点について民間給与等の較差についての調査等はしたことがないのか。そのあたりを含めてわかっていたら報告、答弁をしていただきたいと思います。

以上です。

○市長（池田 孝）

総務課長から答弁させます。

○総務課長（大窪章義）

お答えをいたします。

組合との話し合いでございますが、11月17日の日に執行部役員と話し合いをいたしました。その中で、国の人事委員会に対して施行したい旨、申しましたところ、給料表につきましては同意したということでございます。合意がなされたところでございます。

それから、12月1日の施行日と遡及される調整とのかかわりでございますが、主な改正点の中に民間給料との較差解消措置の中で4月から11月までの給与及び期末勤勉手当に人勧調整率の今回給料を下げます民間との差額、その調整を4月に——遡及という言葉は使っておりませんが、さかのぼって0.37%を乗じて調整をしていくということが人勧の答申でございました。このために4月から11月までの給与及び期末手当に関する調整率を掛けまして、12月の期末手当でその分を落としていくという手続になっております。

それから、0.23%の基本でございますが、もう人勧は御存じのように国が企業規模が50人以上の事業所を全部で4万7,484事業所の中から1万497の事業所を抽出して給与比較をした結果によるものでございます。その給与比較の結果、行1の行政職の中の現行給与と比較いたしまして、今回総体で816円、はねっ返り分、給料が下がることによって、ほかに影響する分が83円、給料だけの分が816円ということで、あわせまして899円が勧告の数字となって0.23というのが出たところでございます。

それから、市内の較差の調査はしたのかということでございますが、従来より国の人勧を基調として組合交渉等も臨んでおりますので、今回も国の基準に基づいて行ったところでございます。

報酬等審議会は特別職にかかわるものでございますので、一般職の職員については開いておりません。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

ただいま課長から説明がありましたけれども、当然のことながら人事院勧告に基づきまして基本的な考え方、指標は本市の場合でもそれを踏み台にしての提案でありますけれども、質問の第1点であります。国が示した1万を超える事業所を抽出した中での平均的な民間の給与等の水準と本市、曾於市の職員の給与等については、平均から比較しましておおむねどれぐらいのまだ較差がありますか。これが質問の第1点であります。

第2点目、今回の平均で0.23の減に伴いまして、1人当たりはどれぐらいの減に

なるのか。先ほどの答弁ですかね。そして総体としては何百万円ほどの一応減額となるのか。これが第2点目であります。

第3点目は、12月1日施行となっておりますけれども、12月に支給される賞与の計算については期間的に間に合うのかどうか、これは確認であります。

以上、3点です。

○議長（大津亮二）

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（大窪章義）

お答えをいたします。

国の給与水準におきましては、42.3歳というところで、おおよそでございますが39万8,000円という数値が出ているところですが、本市のこの年齢層でいきますと、標準で上がりましたときに大体35万5,000円あたりのところに来ております。全体からいうと、国の水準より本市は給料額が当然国と市のレベルでございますので、減のほうへ向かっているところでございますけど、お手持ちの資料の5級のところに50台職員がたくさんいらっしゃいます。その幅のところで申しますと2%というのが平均的な数字でございます。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（大窪章義）

民間と曾於市の給与較差については調査はいたしておりません。国庫の給料比較と市の給料比較はいたしたところでございます。

それと、1人当たりでございますが、全体総額で影響額を申しますと、562万3,000円でございます。対象者が208名でございますので、割りますと1人年間2万7,033円の影響額ということでございます。

それから、12月の手当に間に合うかという質問でございますが、計算がしてございますので間に合うということでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

詳しい説明が2回なかったですけども、ちょっと考えてお互いいきたいと思うん

です。もう昔から本市旧町を含めて職員の給与等については国の人事院勧告に基づいて、それをベースにして、措置にならした形で条例改正等が引き上げも引き下げもなされてきているのは基本の基本ですよ。その国の人事院勧告というのが、国が抽出した民間の給与等に比べてどれだけ格差があるか、これがまたベースになっているわけですよ。ですから、やっぱり出発点、基本は土台は民間が給与がどうであるか、それに比べて曾於市の職員はどうであるかというのが、やはり基本的な考え方の計算になっていると思うんです。ですから、今回の条例改正についても、ことしの場合は、国が示した民間に比べて本市の場合はどれだけのまだ較差開きがあるのかという、そういった単純な基本的な質問であったわけであります。ですから、それはやはり独自に調べた上で今後は臨んでいただきたいと思います。これは議員だけではなくて、職員にとっても基本的な大事な考え方を判断する一つの指標となるからであります。これは意見として申し上げておきます。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

今の市民の暮らしというのは、皆さん御存じのように大変厳しい実情でございます。ですから、市民の関心事の一つとして、職員の給与、賞与等がどれぐらいもらっているのかという意味でも、これも大変興味深いところがあると思いますけど、実際、現段階で曾於市の職員の平均の給与はどれぐらいというふうに認識されているのか。

以前、大体700万円から800万円という数字が出されましたけど、現在において、給与は平均で幾らなのか、それと賞与と手当をしたときに平均で幾らなのか、この2点をまずお答え願いたいと思います。

次に、市民の中では、公共事業を受けている建設業者も実際給料が引き下げられたりとか、ボーナスが全く出ないというのがかなりあるようでございますが、当局はこういう曾於市内の業者の実態というのはつかんでいらっしゃるのか、つかもうとされているのか、そのあたりをちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（大津亮二）

ここで暫時休憩いたします。

—————・—————

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

—————・—————

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（大窪章義）

申しわけありません。平均の給料額でございますが34万5,679円でございます。
平均給与額でございますが38万1,052円でございます。

曾於市内の給与の実態をつかんでいるかということでございますが、つかんでは
おりません。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

もう一回、平均給与ですね、月平均の給与の34万5,000円と言われたような気が
したんですが、もう一回はっきりしていただきたいのと、その賞与と手当を含めた
やつが38万何がしと言われましたが、これの全体、要するに年間支給総額を単純に
12で掛けていいのか、そのあたりがあるものですから、そのことも含めて、もう一
回再度お答え願いたいと思います。

実態調査はされてないということですので、それは了解したいと思います。

○議長（大津亮二）

ここで暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時20分

再開 午前10時27分
—————・—————

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（大窪章義）

済みませんでした、おくれまして。平均給与のほうを訂正させていただきたいと
思います。

先ほど申しましたのは給与だけでございまして、手当分が入っておりません。期
末勤勉手当だけの平均値が1人153万9,762円でございます。これが期末勤勉手当分
でございます。これに人数を掛けていただきますと全体が出るということになりま
す。

それから、平均給料額でございますが、当初予算の給与明細の中にも出ておりま
すが、その後、変更等がございましたので、現在は先ほど申しました34万5,679円
となっております。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

それでは、再度確認いたしますが、平均給与については1人当たり月34万5,000円であるというのが平均であるというふうに今の答弁だと思います。しかし、給与手当関係については153万円をあと人数を掛けていただきたいと言われましたが、これで計算したときに、職員の1人当たりの平均で、市がつかんでいる平均で職員に対する給与と手当等のボーナスを含めた平均は幾らというふうに——概算でもいいですよ。大体私たちは700万円から800万円というふうに認識しておったんですけど、どのように認識していいのか、これを単純に34万5,000円掛ける12プラス153万円でもいいのか、この確認だけ求めたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

この平均数値に12カ月を掛けていただきまして、先ほどの期末勤勉手当、この額を足していただきますと、給料と期末勤勉手当の合計で平均ということになります。

平均で先ほどの数字を計算しますと568万8,000円ほどになろうかと思います。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（山下 諭議員）

3点ほどお伺いをいたします。

まず人勧の基本的な件ですけれども、今毎年この人勧が行われて、それに応じまして各自治体も改定をいたしているようでございます。そこで、私も20年ぐらいたちますのでわかりませんが、この公務員と民間との較差が何%以上あったときに勧告をするというのが昔は基本だったと思うんですけど、その基本はどうなっているのか。もうなくなっているのか。何か毎年あるような感じがいたしますから、それはどうなっているのかというのを第一点。

第2点目は、この議案集の5ページのところですが、再任用職員というのが給料が掲げてございます。今回は下の、下という表現は悪いですが、号級の下の方に該当するようでございますから、改定にはなっておりませんが、本市の場合、この再任用職員というのは何名おるのか。役所を退職しまして、採用、任用した場合、こういう制度があったというふうに思っておりますけど、何人おるのか。

それから、3番目に、きょうの参考資料に出てきているんですけども行2ですね、今市長のほうで説明されたのは、行1、いわゆる一般の事務職の方々の関係を説明されましたけれども、この行2、労務職と言われている方々の給料につきましては、組合と交渉をして決めるというのが原則だと思いますけれども、この行2に

ついて、平均何%の減額になってくるのか。

それから、さっき五位塚議員のほうから質疑されて答弁された点は、行1の関係じゃなかったと思うんですけども、その行2のほうは大体どれぐらいの、同趣旨の質問でどれぐらいのあれになるのか、この3点だけをお伺いをいたします。

○総務課長（大窪章義）

国の人事委員会の較差がどのくらいであったときに勧告が出るのかというお話でございますが、ここ3年ほど出ておりますけど、特にその内容については触れられていないところで、今回も較差はあるけど、東日本大震災の影響の関係で、期末勤勉手当にはまだ手はつけられていないということで、そのときの情勢で、較差はあるけど勧告しなかったりという例も過去ありましたので、その数値が決まっているとは考えていないところでございます。

それから、再任用職員でございますが、本市には一人もおられません。ゼロでございます。

それから、行2のほうでございますが、先ほど申しました数字の中には、行2も含んでございます。ただ、今回影響を受けられる方は1人でございまして、先ほど言いました平均0.2%、これの減額でございます。影響者は1人でございます。

以上です。

○5番（山下 諭議員）

ちょっと人勧の基本の件ですけども、時の情勢で勧告したりしなかったりというような答弁のようでもございましたけれども、たしか民間と公務員との較差が何%以上だったときには勧告は義務づけられていると思うんですけども、その以外の場合、これは時の情勢だと思うんですが、その辺は私はそう理解しておったんですが、総務課長はもう時の情勢でしたり——しなかったということはないようでもございますが、するというところでございますが、ちょっと疑問に感じます。

それから、行2の場合ですけども、今回のこの引き下げに該当する方は全部で1人だというようなことのものでございます。と申しますのは、行2のほうは非常に給料が低いという現実ではないかというように考えております。だから、この市の平均の0.2%、国の場合が0.23ですけども、0.2%の、これに該当するというところでございます。その点等は十分考えておくべきことじゃないかということをお願い申し上げます。

もう一点、再任用職員はゼロ人ということで、だれもいないということでございます。実はこれも専門的な技術職の方々、あるいは専門的な知識を要する方々で、ぜひ必要な方はこれで再任用できるわけでもございます。議会の決算委員会のときに、そういう専門知識を有する人たちは育成、あるいは採用すべきじゃないかという意

見があったわけですから、条例上、再任用職員ということを認めている以上は、やはり活用しなきゃいかんじゃないかと思います。

1点だけ、この再任用職員につきまして、今後はもう今までどおり、大分前にできた制度じゃないかと思うんですが、定年制が施行されたときにできた制度だと思っておりますけれども、再任用については、もう曾於市の場合はしないのか、考えていないのかという点だけをお伺いいたしておきます。

○市長（池田 孝）

もう数年前に再任用制度は設立されているわけですが、今行政改革をやっている中で、職員の数を減らしながら進めてきております。特に今、学校卒、高校卒、また大学卒、新規の採用が少ないということで、国でも、また県でも、また私たち曾於市でもいろいろ苦慮して企業などにも呼びかけているところです。

そのようなことから、新採のほうをできるだけ規定よりも多く採用したいという気持ちのもとに取り組んでいるところです。ですので、今年度分も高卒を新しくとっていただいたところには市からも助成するという制度も整えたところであります。ですので、新しいこの再任用も大変大事ですけれども、やむを得なくてどうしても補足で臨時職員としてお願いをしている場合もあるようですが、今のところ、そっちの新採というところを重視しているところで、当分そのような気持ちでいきたいというふうに思っております。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

議長より執行部に申し上げます。議案については、議員の質問に的確に答弁できるようにしっかりとした準備をされて対応されるよう注意を申し上げます。

ここで総務課長より訂正の申し出がございます。

○総務課長（大窪章義）

申しわけございません。給与勧告につきまして、法律上の規定ということで勉強不足でございましたが、俸給表に定める給与の100分の5以上増減する必要が生じたと認められるときは、人事院はその報告に合わせて国会及び内閣に適当な勧告をしなければならないというのが国家公務員法の中に定められているということでございます。訂正申し上げます。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（大窪章義）

100分の5％です。

○議長（大津亮二）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。よって、議案第48号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、議案第48号、曾於市職員の諸給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第4 議案第49号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第50号 曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大津亮二）

次に、日程第4、議案第49号、曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議案第50号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第４、議案第49号と日程第５、議案第50号まで、一括して説明いたします。

まず、日程第４、議案第49号、曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

末吉都市計画事業上町土地区画整理事業による換地処分の鹿児島県告示に伴い、末吉小学校の土地の表示が変更になるため、別表表中の末吉小学校の土地の表示を曾於市末吉町上町７丁目１番地１に改めるものです。この改正は告示のあった日の翌日から施行するものであります。

次に、日程第５、議案第50号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

末吉都市計画事業上町土地区画整理事業による換地処分の鹿児島県告示に伴い、土地の表示が変更になるため、曾於市水道事業の設置などに関する条例の別表の給水区域名を変更するものです。

別表表中の頭垂ノ下、玄番塚谷、新地ノ下、耳取、地蔵免ノ下、上新地、下新地を削り、上町、射場ヶ迫を加えるものです。この改正は告示のあった日の翌日から施行するものであります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大津亮二）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

これは区画整理事業に伴う議案でございますので、長年の歴史を知っていらっしゃる中山副市長に質問したいと思います。

まず第１点です。今市長の説明でもありましたが、今回のこの提案について、多分12月５日の告示、12月６日からの施行になるというふうに認識しておりますが、公告制度は広く市民に情報公開をしなければならない法的な根拠のもとでされていると思っています。そのように認識が一致するのか、これが第１点。

第２点です。区画整理事業というのは、基本的には土地、宅地造成事業でございますが、11月の農業委員会の総会の議案の中でも、今回地目が畑であるということで５条の申請が出されてきました。この間、何度もこういうのが出てきております。で、12月６日以降は、そのような議案というのは、もう出てこないのか。引き続き出てくるのか、その確認を求めたいと思います。

３点目、この公告について、正門の東側入り口に公告の掲示板がありますが、これは依然としてあそこに上って見る人はほとんどいらっしゃらないみたいです。これはもっと広く市民に理解してもらうために、この庁舎内に公告の掲示板というのは設けてもいいんじゃないかと思うんですが、そのような前向きな考えはないか、

その３点を求めたいと思います。

○副市長（中山喜夫）

直接私も今担当はしておりませんが、御指名がございましたのでお答えをさせていただきたいと思います。わかる範囲で報告いたします。

告示が平成23年度12月５日と言われましたけれども、６日であろうと思っております。——公告の日が。失礼いたしました。そして、23年12月７日から効力を発するというふうに理解しているところであります。この期間が短いために、十分に市民に周知方ができたかというのは、私もこのいきさつはちょっと今この公告があったということから聞いておりまして、これは担当課のほうで答弁をお願いしたいと思っているところです。

それから、そのほかに今後考えられるこういった事案はないのかということでご覧いただきましたけれども、これも含めて建設課長のほう、お願いできたらと思っております。

掲示板の件につきましては、教育委員会のほうで答弁をしてもらいたいと思っております。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（中山喜夫）

これはここの告示板のことですか。

（「そりゃあそうですがね」と言う者あり）

○副市長（中山喜夫）

どこの市役所もやっぱり庁舎外に設けているようでありまして、これは今のとおりでいきたいと思っております。

○建設課長（高岡亮蔵）

公告の件につきましては、私ども必要な公告をするべき事項につきましては、すべて行ってきております。今回県のほうでこの告示は行うわけですがけれども、先ほどありましたように12月６日に県のほうが告示をいたしまして、効力が12月７日発生いたします。まだ市のほうにおきましても、その件については同日で公告をする予定でございます。

それから、区画整理地域内の畑の件ですが、畑につきましては、現状畑であれば、そのまま残ることになるかと思しますので、その転用に関しては、また今後発生する可能性はあるんじゃないかと考えております。

○１６番（五位塚剛議員）

公告制度というのは、これは法的に基づいて内容を市長名で市民に知らせなければならぬわけです。しかし、今言われたように、12月６日に告示して、１日過ぎ

たら、もう12月7日から効力を発生する。これはどう見ても公告の儀式ですよ。本当に中身を市民に知らせようという、その状況にはなっていないんじゃないですか。1日で市民がこれわかりますか。もっと少なくとも1カ月間ぐらいの期間を置いてもいいんじゃないですか。で、インターネットを含めて公告がされるんですか。あそここの掲示板にただ張りつけるだけでしょう。それで本当に市民に情報公開ができと思っていますか。市長、お答えください。

それと、副市長、ほとんどの100%公告するところ、掲示板が同じような外にあると言われましたが、そうじゃないですよ。庁舎内にあるところもたくさんありますよ。やっぱそれはなぜかという、市民に基本的に大事なものを市民に理解してもらうために市民課の前あたりにするというのは、これ一番ベターじゃないですか。そういうことを検討してくださいと言ったんですよ。問題提起なんですよ。だから頭から絶対ないとは言わないでください。私も奄美・名瀬の市役所は、ちゃんと市役所内にあるし、ほかにもいっぱいありますよ。お答え願いたいと思います。

それと、区画整理の問題ですが、建設課長、区画整理事業というのは、土地、宅地造成事業を市が進めた事業じゃないですか。基本的には宅地化でしょう。この間、一方じゃ宅地化を進めておきながら、一方じゃ農家の方々は農業委員会に転用の申請をするという非常に二重の問題があるわけですよ。ですから、今回この仮換地指定がなくなるんでしょ、基本的には。仮換地指定がなくなるんでしょ。正式名称が確定するんでしょ。その地目の市が雑種じゃないのか、畑なのか、宅地なのか規定するんでしょ。規定したら宅地であればもう宅地でいいわけですがね。そこが分筆して本人の畑から一部宅地化になって残った分が畑となった場合は、それは当然ながらそういうのが出てくる可能性もあります。だから、基本的な流れとしてどうなのかというのをもう一回お答え願いたいと思います。

○市長（池田 孝）

告示の仕方ですけれども、これは法的なものがあるかと思います。前もって何日というのはですね。ですので、そのような制度で行っているというふうに考えております。

これを庁舎内にした場合は、夜間が入れない。24時間体制でやはり告示するという必要があるんじゃないかなというふうに思うところです。

それと、インターネットでできないのかということですが、これはその方法がとれるかどうか今後検討したいというふうに思います。

ほかについては担当より答弁させます。

○建設課長（高岡亮蔵）

区画整理事業につきましては宅地の造成事業ということでございますが、現況が

ほとんどが宅地ということになるかと思いますが、畑の部分の部分的に残る場合の評価という中では、課税等の関係等もあって、地目として残る部分があると理解いたしております。

それから、公告という時点では換地処分の中でも地権者にこの12月6日、12月7日ということでは、11月の半ばほどから連絡をすべて通知を出して、7日から変わりますということでお知らせをいたしているところでございます。

○16番（五位塚剛議員）

問題提起です。市長が答弁されました24時間で告示するから庁舎内には夜は入れないと言われたけど、夜もちゃんと入れるんですね。24時間、日曜日を入れるんですよ。ちゃんと守衛で許可を受けてですね。ただ、私が問題提起したのが、前向きに検討の材料にあるんだったら検討してください。ないと思ったら、またそれ結構です。お答え願いたいと思います。

○市長（池田 孝）

検討させていただきます。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

まず市長に第1点質問いたします。

区画整理は、もう昭和50年代からの長期にわたる事業で、また財源的にも事業費的にも莫大な金額を使っているし、これまでも本会議でも何回か取り上げましたが、当初の資金計画、事業計画を含めて、特に資金計画はもう大幅な変更を余儀なくされてきている経緯もあるし、また今後、換地処分が一つの区切り、清算金を含めてでありますけれども、本市、特に保留地が残っているということを含めて、いろんな角度から計画どおりに行っていないし、また今後も大きな課題として残っておりますので、やはり換地処分清算金が終わった段階で、曾於市としてはこの事業についてはいろいろな角度から今後に生かす意味で総括を集团的に検討して加える必要があると思うんです。文書として残す必要があると思うんです。

ちょっと飛びますけれども、こうした理由に限らず、やはり大型継続事業については、やはり総括をすべきじゃないかと思います。畑かん事業を含めてですね、一応これで終わりじゃないわけでありますので。その点で総括はされていないですけども、これはぜひ、これは絶対といいますか、総括はすべき事業じゃないかと思っておりますが、基本的な考え方を聞かせてください。これが第1点であります。

それから、第2点目でありますが、ただいまの告示といわば施行との関係ですね。例えば一般論として、議会で議決を経て、そして公告して、そして施行するの、特

に公告と施行の期日の期間については短いこともあり得るでしょうけれども、しかし結果論になりますが、今回のこの区画整理については、相手があると、多くの何百名もの地権者の方がおられるわけでありますよ。ですから、建設課長、よく聞いてもらいたいんですが、議会に提案される本日前に、もうあらかじめ通知するのも一つの、してはならないということじゃないんですけども、基本的な市のありようとしては、やはり議会で決まってから関係者に通知する、一定期間を設けて。これは基本でしょう、民主主義のですね。でないといかんと思うんですよ。これは市長も副市長もよく考えていただきたいと思うんですよ。

つまり私が言いたいのは、やり方は便宜的なんですよ、便宜的。つまりもう市民に知っていただいたらいいんだらうってことで、この何時間か、事前にお知らせしとくって、そして施行日は告示日の翌日になっていくという。やり方が余りにも行政としては本来あってはならない便宜的な考え方で考えて、そして今回提案されるというのは、今後の、基本としては考え直すべきじゃないかと思うんですよ。

先ほども言いましたように、内容によりますから、すぐ議会で議決を経て、そして告示、施行というのもあり得るでしょうけれども、今回の場合はそうあってはならないと思うんですね。その点で市長なり副市長のどちらでもいいですけども、今後に生かす意味で、今回はやむを得ないですけども、考え方を示していただきたいと思います。やはりどしっと構えてやっていくというか、法との関係によっては。これが第2点目であります。

それから、第3点目ではありますが、具体的な末吉小学校に入る前に、全体の問題でありますのでお聞きいたします。今回のこの換地処分によりまして、対象面積がどれだけであって、これが第1点。

対象面積の中で地権者が何人であるって、第2点目。

第3点目が、そして、この管理いたしました対象面積の中で筆数が何筆である。そして筆数の中での地目ごと、先ほど五位塚議員からもあった畑を含めて地目ごとの筆数についても答えていただきたいと思います。

次に、どこでもあり得ることではありますが、境界が定まっていないというか、トラブルによりましてですね。で、この対象地域については、この境界が定かでないところはないのかどうか。つまり今度の換地処分に基づいて支障はないのかどうか。あわせて、やはりこの地権者が、所有権者がもう亡くなっておられて、そして所有権移転がされていないのも恐らくあると思うんです。で、それについては何筆あるのかどうか。そして、その取り扱いは今回の換地処分ではどういった取り扱いを市はしようとしているのか。

以上、まとめて答弁漏れのないように報告をいただきたいと考えております。

それから、提案されている小学校のことでありますけれども、ほかにこの対象地域に私有地等ではないのかどうかですね。提案されていないからないというふうに理解していきたいと思うんですが、確認をしてください。水道関係は別にいたしまして、これだけであるのかどうかですね。

そして、この換地処分に伴う変更等について、おおむね大体いつごろまでを終了として市としては考えていきたいのであるのかどうか。これは相手があることでもありますので、民間のところを含めていきたいのかどうかですね。これは2回目の質問と関係があるから答弁をしてください。

以上です。

○市長（池田 孝）

すべて終了した時点での総括をすべきではないかということではありますが、当然これは総括いたします。

ほかは担当より答弁させます。

○建設課長（高岡亮蔵）

区画整理の対象面積でございますが。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（高岡亮蔵）

その件につきましては、今後工夫しながら適切に対応したいと考えます。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（高岡亮蔵）

法的にのっとりまして、今回はずっとその手続を進めてまいりまして、1日で変わるというのも区画整理の法律の中で県が告示をした場合、次の日からその効力、変わるんだということで、区画整理法のほうでなっておりますので、その市民への周知という面では、もう少し工夫する点があったのではないかと考えております。

それから、区画整理の対象面積でありますけれども、正確に言いますと54万293.18m²ということで、区画整理区域の面積は総体で約54haということになります。地権者につきましては、現在所有権者が470人ということで考えております。筆数につきましては1,011筆でございます。ただ、この地目ごとの筆数につきましては把握をいたしておりません。

（「それはどの業者」と言う者あり）

○建設課長（高岡亮蔵）

また後ほど。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（高岡亮蔵）

また後ほど出させていただきます。

境界が定まっていないところはないのかということでは、これは該当はないかと思います。

それから地権者が亡くなった部分は何筆かということでは、ちょっとこの数は把握しておりませんが、取り扱いということにつきましては、今回この告示に伴いまして、登記のほうの変更を法務局のほうにお願いするわけですが、これにつきましては、標題部の変更のみでございまして、権利関係の部分につきましては本人でやっていただくということになります。したがって、その相続の関係は今回私どものほうではできないということになります。

それから、ほかに私有地はないのかということでございます。公園等をつくってはおりますけど、まだ換地計画、換地処分が進んでおりませんでしたので、その後条例等にのせていけば、またそういったものが出てきますが、今回は該当はないと考えております。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（高岡亮蔵）

失礼しました。換地処分の終了ということでございますが、換地処分につきましては、この権利者に対して換地の通知をすることを換地処分ということになりまして、そのいろいろな事務が終わったということで県のほうに換地処分の完了届というのを23年11月11日に出しております。それに伴いまして県のほうが今回告示をするわけでございます。その後、そういった法務局のほうでの登記の関係の変更、そういったものにつきましては、まだ3月ごろまでかかるんではないかと思っております。またその後、清算金の処理等につきましても、年度いっぱいかかるんではないかと考えております。

○21番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。

私は今回の提案で市がかかわる土地処理等を中心とした条例改正は、今回で一応1回で終わりと思っていたんですけど、そうじゃないですね、公園が残っているということで。再度確認いたしますが、換地処分というのは、区画整理事業における一つの節目といいですか、一応これで終わるというふうに清算金も含めると、理解すべき大事ないわば議会とのかかわりにおいてもなるようでありますよね。これはもう答弁を確認するまでもなくですね。ですから、この換地処分によりまして、特に対象地域の地権者は、自分のところのいわば明治以降の、末吉町で言いますと地番等が表示が変わるわけですよ、個人の免許証等を含めてですね。課長、そうで

すよね。これはある面では強制的に変わるんです、強制的に。好むと好まざるとかかわらず。もういわゆる小字がなくなっちゃうわけですよ。で、二之方上町になるわけですね。それほど大事だと思うんです。

で、確認と質問でありますけれども、そうした中で、この地権者と筆数が答弁がありましたけれども、この筆数の中で地目ごとに宅地が何筆あるかという、それはもうはっきりつかんでいるわけでありまして、課長、もう基本の基本でありますから、これは答弁してください。後ほど調べますの問題でないんですよ。先ほど総務課長、計算して出す問題でもないわけだから。だからもう土台だから、これは答弁してください。

そして、質問でありますけれども、行政として、例えば土地の所在等については、市のほうですべて表示の変更をするわけであります。で、確認でありますけど、市としては何と何の変更を地権者、所有者にかわって今回告示に基づいてするんでしょうか。これは確認です。そして、それはいつまでに一応終わる予定ですか。一応本年度、来年の3月までということで確認していいのかどうか、これが質問であります。

そして、残されたこの公園等を含めて市の市有地については、これはいつの段階で行うのかどうか。これも関連しての質問であります。

以上、答えてください。

さらに、この地権者から見ますと、例えば個人的な健康保険証、免許証、あるいは年金手当、生命保険等々、いずれも大事な市民にとっては、ものでありますけれども、これらは個々人が今後しなければいけないでしょう。別にいつまでしなきゃならないということじゃないんですけども、これも12月以降、それぞれ市民はしなければいけないんですが、これについては全くもう市としてはタッチしないといえますか、支援もしないということで、かかわりについては考えているのか。これについては一定の補助を行うという考えが全くもう最初からなくて、今回もないのかどうか。結構手間ひまかかりますよ、これは。すべてを時間をかけてしなければならぬんですよ。高齢者もおられるんですね。これについては、もう全く財源的な補助というのは考えてないんですかね。これが質問であります。

それから、先ほど1回目の質問に関連いたしまして、この54haの中には、この境界が定まっていないというのはないんですか、本当に。一般というのはどこでもありますよ、数十haの中にはですね。ないということで答弁がありましたが、これは確認であります。本当にないのかどうか。

それから、地権者が死亡されて、所有権移転が相続人によってされていないところもないというふうに理解していいのかどうか。なかったらいいんですけども、もし

あった場合は、それらの土地については、こういった形で市としてはこの換地処分については通知等を含めて行うのかどうか。当然検討されていると思いますので答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大津亮二）

ここで議案第49号、議案第50号に対する徳峰一成議員の質疑を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第49号、議案第50号に対する徳峰議員の質疑を続行いたします。

○建設課長（高岡亮蔵）

先ほどの質問の答えでございます。まず地目ごとの筆数ということでございます。

施行後の筆数でございますが、公共用地と宅地がありますけれども、公共用地につきましては、国有地の道路が2筆、それから地方公共団体所有地ということで道路が95筆、公園が5筆、これらをあわせると102筆ということになります。

それから、民有地につきましては、畑が90筆、宅地が640筆、墓地が5筆、雑種地が3筆、学校用地が9筆、民地につきましては合計で747筆です。そのほか保留地が152筆ということになります。

それから、表示の変更をどこまでするのかということでございます。これにつきましては、その土地の表示につきましては、法務局のほうに依頼して行うわけですが、所在のところ——大字、小字の部分ですね。所在の部分、それから地番、地目、地籍、この4カ所を変えることになります。権利部分については触らないということになります。

公園についてでございますが、公園につきましては、現在公園が地番がついておりませんので、今回換地処分で地番がつくことになります。それで、今後都市公園条例のほうの改正を行うということで御理解をお願いしたいと思います。これは3月ぐらいにはできるのではないかと考えております。

個人がやる分でございますけれども、一応市民課とも打ち合わせをしておりますけれども、戸籍簿の本籍、それから住民票の住所等については市のほうで新しい住

所に変更いたします。それから国民年金保険者、それから厚生年金の受給者等の住所変更につきましても、市のほうで年金事務所のほうへ報告をするということでございます。

土地につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、あと国民健康保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者被保険者証につきましては、市のほうから新しい保険証を送付することになります。そのほかの運転免許証、それから金融機関への預金通帳、それから生命保険、それから共済年金の住所変更、それから会社の法人登記の表示、それからまた各資格等の変更等につきましては個人でやっていただくことになるところでございます。そのことについての補助等は考えていないところでございます。

それから、相続人でございますが、相続のされていない筆数ということで134筆ございます。相続につきましては、相続人の間でのいろんな事案等も要件もございしますので、市のほうでは触れないということで、その相続人のほうで変更はやっていただくということになります。

それから、境界が定まっていないところはないかということでございました。従前におきましては、1カ所で15筆ほどの筆界未定地もございましたけれども、今回換地処分でされたことで境界が確定されると。換地処分のとおりに確定されるということでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

今、課長から多くの具体例を含めて説明がありましたけれども、このように大変な個人にとりましても、個人で行うものを含めて数と内容、そして利用であるわけですね。高齢の方々もしなければならぬということですね。ですから、やはり法人登記等を含めて、この市は実際直接かかわらない、補助もしないというのは、いかがなものかと思えますけど、いかんせん予算措置がされていないので、これ以上は答弁はその点でよろしいです。

で、質問であります。一応市がかかわる表示等の変更ですね。例えば早速法務局に土地表示等についても依頼をしなければいけないでしょう。あるいはもろもろの課長からの説明がありました住民票等を含めて年金等の手続を含めて、これは基本的には一応本年度にすべて終わるというふうで確認していいのかどうか、これが質問の第1点であります。

第2点目は、この死亡等によりまして、所有権移転がされていないのが実に134筆あります。これは市としてはもうこれもういかんともしがたいということで、このままずっと、もう本人の問題ということで、そのまま表示等の変更がされないまま

残るということで一応確認していいわけですね。これが第2点目であります。

それから第3点目は、この換地処分に続く、特に清算金ですね、これは本年度の予算で、そう大きな金額じゃないですけども、予算措置がされております。質問がありますが、この清算金については、いわゆる清算金の処分といいますか、これは一応基本的には本年度までにすべて一応終わるというふうに、これも確認したいと思うんですが、そのように受けとめていいのかどうかですね。これが3点目であります。

それから第4点目については、一応これで保留地を含めてすべてこの区画整理にかかわる事務的なを含めての事業は建設課としては終わるというふうに理解していいのかどうか。保留地は残りますけど、それ以外はですね。ほかにただいまの質疑を含めて答弁の中で新たな点はないのかどうか、これが最後の質問であります。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

登記等の変更につきましては、法務局のほうへ依頼するわけですが、法務局とも打ち合わせを以前からいたしておりまして、本年度中には終わるんじゃないかという感触を得ているところでございます。

相続人については、これにつきましては、県のほうの指導もございまして、権利部分については市のほうで触れるべきではないということの指導もございました。そのまま残る形になります。清算金につきましては、予算措置をいたしておりますので、年度中には終わらせたいと考えております。ただ、清算金の交付のほうは、市で交付するほうは終わることができると思うんですが、今度は徴収のほうがございまして、これにつきましては、条例の中でも分割とか、5年間に分けて分割納付ができるというふうな定めがございますので、4番目の事務が終わるのかということとも関連するわけですが、保留地の処分と、場合によってはこの徴収金の徴収という事務が最高5年は残っていくというふうに考えております。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。よって、議案2件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第49号、曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、議案第49号、曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、曾於市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、議案第50号、曾於市水道事業の設置等に関する条

例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これにて、平成23年第3回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

—————・—————・—————

閉会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員